

平成23年第1回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	平成23年3月4日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成23年3月14日	9時30分	議長	酒井恵明	
及び宣告	散会	平成23年3月14日	10時35分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席13名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	2番	重松一徳	3番	後藤信八		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 鶴田しのぶ		(書記) 毛利博司	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	健康福祉課長	眞島敏明		
	教育長	松隈亞旗人	こども課長	内山敏行		
	総務課長	小野龍雄	農林環境課長	吉浦茂樹		
	企画政策課長	岩坂唯宜	まちづくり推進課長	大久保敏幸		
	財政課長	安永靖文	会計管理者	平野勉		
	税務住民課長	重松俊彦	教育学習課長	毛利俊治		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

- |      |        |                                       |
|------|--------|---------------------------------------|
| 日程第1 |        | 総務常任委員長報告（付託議案第2、3、4、5、6、8、10、12号議案）  |
| 日程第2 |        | 文教厚生常任委員長報告（付託議案第7、11、12、13、14、15号議案） |
| 日程第3 |        | 産業環境常任委員長報告（付託議案第9、12、16、22、23号議案）    |
| 日程第4 | 第21号議案 | 基山町議会委員会条例の一部改正について                   |

～午前9時30分 開議～

○議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

去る10日から休会中の本会議を開議いたします。

日程第1～3 総務常任委員長報告、文教厚生常任委員長報告、産業環境常任委員長報告

○議長（酒井恵明君）

日程第1．総務常任委員長報告、日程第2．文教厚生常任委員長報告、日程第3．産業環境常任委員長報告を一括議題とします。

初めに、総務常任委員長の審査報告を求めます。原総務常任委員長。

○総務常任委員長（原 三夫君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、総務常任委員会の審査報告を申し上げます。

第2号議案 基山町まちづくり推進審議会条例の制定について

第3号議案 基山町まちづくり基本条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第4号議案 基山町課設置条例の一部改正について

第5号議案 基山町行政区域審議会設置条例の一部改正について

第6号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第8号議案 基山町消防委員会条例の一部改正について

第10号議案 町有財産の無償譲渡について

第12号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第8号）中付託分  
（歳入全般及び歳出1款、2款、7款、9款、14款）

本委員会は、3月9日付付託されました上記の議案を審査の結果、第2号議案は一部を別紙のとおり修正可決、第3、4、5、6、8、10、12号議案は、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第2号、6、12号議案に対する審査の経過は次のとおりでございます。

記

第2号議案 基山町まちづくり推進審議会条例の制定について

第2条の中で「町の執行機関」を「町長」に改めてはどうかとただしたところ、執行機関としては、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会がある。町長は統括代表権を有するが、その権限はすべての事務範囲に及ぶものではないため、「町の執行機関」としている。また、まちづくり基本条例も「町の執行機関」としているため整合性を図っているとの説明を受けました。

第3条については、公平性、中立性を保つために幅広い人材がこれにかかわる必要があるため、学識経験者の人数をふやし、任期4年で再任を含めると8年の長期に及ぶため、委員の任期を2年に短縮する修正案を提出することにいたしました。

公募については、現在、明確な基準がないため、町全体として早急に公募基準を設けるよう要望いたしました。

この件については、一番最後のページの別紙のほうを見ていただきたいと思います。

第2号議案 基山町まちづくり推進審議会条例に対する修正案新旧対照表でございます。

改正前でございますが、第3条の最初の第1項ですけど、「委員7人で」というところを改正後は「委員9人で」、それから、第2号の(1)の学識経験者「2人」を改正後は「4人」ということにいたしました。

それから、第3条第3号の改正前ですけど、委員の任期は「4年」、このところを改正後は委員の任期を「2年」とすると、こういうふうにより一部修正をさせていただきました。

以上でございます。

もとに戻っていただきまして、

第6号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

監査委員の費用弁償廃止に伴い、監査委員報酬の見直しが必要であると思われることから、見直しの予定についてただしたところ、今回の費用弁償の廃止は基山町議会議員の費用弁償の廃止に伴い均衡を図るために監査委員の費用弁償を廃止するものである。また、報酬の見直しは方向性を決めて、額の変更が必要となれば報酬審議会にかけるとの説明を受けました。

第12号議案 平成22年度一般会計補正予算（第8号）中付託分

（歳入全般及び歳出1款、2款、7款、9款、14款）

歳 入

（9款1項1目1節）

普通交付税の21,678千円の増額理由についてただしたところ、円高・デフレ対応のための

緊急総合経済対策に基づき、平成22年度の国の補正予算の増額により交付されるものである。内容は国税収入の増額補正に伴う地方交付税の法定率分の増額3,000億円の94%を普通交付税、6%を特別交付税として追加交付されるものであるとの説明を受けました。

(14款2項9目1節)

緊急雇用創出事業臨時特例基金交付金4,038千円の更正についてただしたところ、放課後児童教室の指導員の賃金が補助対象とならなかったこと、及び商業活性化事業の臨時職員雇用を2名で計画していたが、1名で済んだためであるとの説明を受けました。

歳出

(7款1項1目19節)

企業立地奨励金の1,475千円の更正についてただしたところ、2社に交付したが、土地の一部を貸地にしており、また、建物が新築でないために交付対象が減少したためであるとの説明を受けた。また、関連してグリーンパークの東洋空機について、その状況をただしたところ、進出協定から5年以内に新築し操業した場合に企業奨励金の対象となるが、その期限が平成23年11月となっている。一部の建物は建っているが、操業開始は未定であるとの説明を受けました。

議員各位におかれましては、当委員会の審査報告のとおり、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（酒井恵明君）

次に、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。平田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（平田通男君）（登壇）

文教厚生常任委員会の審査報告を申し上げます。

第7号議案 基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部改正について

第11号議案 基山町老人憩いの家の指定管理者の指定について

第12号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第8号）中付託分

（歳出3款、4款1項1目、2目、4目、10款）

第13号議案 平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

第14号議案 平成22年度基山町老人保健特別会計補正予算（第2号）

第15号議案 平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

本委員会は、3月9日付付託されました上記の議案を審査の結果、第7号、第11号、第12

号、第13号、第14号、第15号議案は、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第7号、第11号、第12号議案に対する審査の経過は、次のとおりでございます。

#### 記

第7号議案 基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部改正について  
今回の改正は、小森町政のクリーンヒットであり、助成拡大の内容については歓迎すべきものである。町民への周知徹底を十分に図られるよう要望いたしました。

また、中学生までの通院助成を行ってほしいとの意見がありました。

第11号議案 基山町老人憩いの家の指定管理者の指定について  
一般質問に出ました電気マッサージ器の購入については、早目の予算化の努力と利用者の電子レンジ（調理室）の使用を要望いたしました。

第12号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第8号）中付託分  
（歳出3款、4款1項1目、2目、4目、10款）

#### 歳 出

（3款2項1目13節）

広域入所事務委託料509千円の減額更正は、中途入所、退所の最終調整によるもので、現在、佐賀市より1名、上峰町1名、小郡市2名、天草市1名、計5名が広域入所しているとの説明を受けました。

（10款1項2目）

基山町育英資金の利用者の減が見受けられるので、今後、時勢に合った貸付金額、貸付方法、償還方法など、貸付要綱について十分検討するよう要望いたしました。また、周知方法の検討や利用PRを徹底して行うよう重ねて要望いたしました。

（10款4項4目）

図書館空調改修工事費及び図書購入費は、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業によるもとの説明を受けました。図書館の現状から空調改修工事は早急に進めるべきとの意見がありました。

以上、当委員会では各議員の皆様方におかれましては、当委員会の審査結果に基づき御賛同を賜りますようによりしくお願いいたしまして審査報告をいたします。よろしく願いしておきます。

○議長（酒井恵明君）

次に、産業環境常任委員長の審査報告を求めます。大山産業環境常任委員長。

○産業環境常任委員長（大山軍太君）（登壇）

産業環境常任委員会の審査報告を申し上げます。

第9号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について

第12号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第8号）中付託分

（歳出2款1項7目、3款1項5目、4款1項3目、2項、3項、6款、8款、11款）

第16号議案 平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第5号）

第22号議案 基山町交通安全対策協議会設置条例の一部改正について

第23号議案 基山町農産物加工場の指定管理者の指定について

本委員会は、3月9日付付託された上記の議案を審査の結果、原案可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、第9、12、16号議案に対する審査の経過は次のとおりです。

記

第9号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について

住宅入居手続等についてただしたところ、入居申し込みをしていただく際には、まちづくり推進課の窓口に来ていただき、所得、家族構成、入居希望場所、住宅の状況、納税、連帯保証人等の説明を行い、申し込みを受理した後は、鳥栖警察署に暴力団関係の調査を行い、問題なければ入居できるとの説明を受けた。

委員会としては、以前に暴力団に関する事例が1件あったとの報告があったため、一連の手続をする中で事例が発生したときには速やかに議会に報告されるよう要望した。

第12号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第8号）中付託分

（歳出2款1項7目、3款1項5目、4款1項3目、2項、3項、6款、8款、11款）

歳 出

（2款1項7目19節）

70歳以上交通災害共済負担金△143千円加入者数等についてただしたところ、基山町全体の平成22年度加入者実績は1,346人で、うち70歳以上が636人であったとの説明を受けた。委

員会としては、70歳以上の申し込みが困難な方に対し、区長、民生委員等の協力で申し込みができるような対策を検討するように要望した。

(4款2項2目19節)

広域ごみ処理施設運営費負担金△3,368千円に関連して、昨年度負担金実績と今年度負担金見込み額についてただしたところ、平成22年度実績は142,931千円、今年度見込み額は183,206千円であるとの説明を受けた。

(6款1項4目19節)

畜産振興総合対策事業補助金249千円についてただしたところ、83頭の牛を購入するためにJ A さがから借りた資金利子の7%を補助するためのものであるとの説明を受けた。

(8款2項2目13節)

城戸1号線道路改良測量設計業務委託料△1,355千円に関連して、今後の工事予定について説明を受けた。工事期間は5カ年で、平成23年度工事は下流から80メートル付近までの水路にボックスカルバートを敷設するとのことである。

委員会としては、工事期間の短縮と、今後、用地交渉をされる場合には用地の費用負担も含めて交渉をされるよう要望した。

第16号議案 平成22年度基山町下水道特別会計補正予算(第5号)

歳 出

(2款1項1目15節)

公共下水道工事△78,036千円についてただしたところ、補助対象事業を含めて当初予算に437,240千円を計上していたが、入札により減額になったためであるとの説明を受けた。

以上、当委員会の審査結果について十分審議をしていただき、議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます、産業環境常任委員会の審査報告を終わります。

○議長(酒井恵明君)

以上で各常任委員長の審査報告はすべて終了いたしました。

これより、討論、採決を行います。

第2号議案 基山町まちづくり推進審議会条例の制定について、総務常任委員長報告がありました。質疑を行います。片山議員。

○5番(片山一儀君)

本案につきまして総務常任委員会で修正が出されておりますが、これ2号議案についてま

た反対討論をさせていただきますが、この修正は、修正というよりも、2号議案は、これは町長の専権事項なんですね。ここで条例出すから、議会に出している事項でありまして、これについて修正を加えるのはいかがかと思います。重大な瑕疵があれば、修正を加えることは必要なことなんですが、例えば、何名にするかとか、任期を幾らにすると、これは町長の諮問機関は専権事項なんです。それを修正するのは執行権を侵すものであるというふうに私は考えるわけでありまして。そこあたりやっぱり基本条例みたいな全住民の権利については議会でしっかり審議しなきゃいけない。これはちゃんと審議すべき条例であります。

しかしながら、諮問機関をつくるかどうかというのは、町長の専権事項なんですね。それを議会が修正するというのは、議会についての真価を問われることになる。重大な瑕疵がない限りはですね。私はこの案について重大な瑕疵があると思っておりますので、それは2号議案のときに反対討論させていただきます。（発言する者あり）だから、これについては修正については私は反対であります。（発言する者あり）2号議案の反対討論は別。

○議長（酒井恵明君）

片山議員、私は控室で申し上げましたが、修正案に対しての賛否を問います。で、今おっしゃった、そのときに賛成か、不賛成かの判断をしていただければいいし、また、討論される中でそれを申し上げられていいんじゃないですか。

○5番（片山一儀君）

もう1回、修正案について討論があるということですね。

○議長（酒井恵明君）

今、質疑をしております。

○5番（片山一儀君）

じゃあ、ちょっと質疑します。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

この学識経験者を4名になぜしなきゃいけないのか。なぜその期間を2年にしなきゃいけないのか。これは本来、今言ったように、町長の専権事項であるんですね。だから、そこあたりなぜ変える必要があったのか。これについて質問いたします。質問するとは、委員長への質問になりますよね。

○議長（酒井恵明君）

原総務常任委員長。

○総務常任委員長（原 三夫君）

今、片山議員のほうから御質問が出ておりましたので、お答えしたいと思います。

今、任期の問題ですね。そういうことがありましたけど、それから、学識経験者の数の増員がなぜ必要なのかということと、任期の問題ですけど、これは先ほど総務常任委員会の報告どおり、ここに先ほど申し上げましたように、1つは、第3条の件については、学識経験者を2人ふやしたことにつきましては、公平性と中立性を保つため、特にまちづくり条例ということで一人でも多くの方がまちづくりに参加をしていただくという意味からも、幅広い人材がこれにかかわっていただくと、こういうことで2名の増員と。

それから、任期につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

重ねて質問します。先ほど申すように、これは町長の専権、町長が諮問機関を設けるかどうかということなんですね。そしたら、もし、公平性を担保するというのであれば、公募をすればいいんです。学識経験者というのは、この前ただしたところ、大学でちゃんとそれを専門に研究してある方をという話がありました。それはやっぱり交渉とか、いろんなことで町長がお考えになって2名にされたんだろうと思うんです。今まで1名だったところからですね。そういうのがあって、それはあくまでも町長の専権事項なんですね。それから、期間についても町長お考えのある事項で、これはあくまで条例をつくるための手続条例ですから、やっぱりそこらあたりは余り根拠なくというか、公平性を担保すると言ったら、一般用語としてはいいんですけれども、それは執行権を侵すものであると私はこう考えるわけですね。もし、答弁があれば、委員長から答弁していただきたい。

○議長（酒井恵明君）

原委員長。

○総務常任委員長（原 三夫君）

先ほどから片山議員のほうから、この条例についての問題で、その執行権を侵すものとか、

町長の専権事項とか言われておりますけど、これはやはり町長のほうから条例案を出されたわけですから、議会としては当然これは審議をしてチェックをします。だから、何一つ執行権を侵すと、そういうことではないと、そういうことに私は思っております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

以上です。（「最後にもう一つ、3回目をお願いします」と呼ぶ者あり）

**○議長（酒井恵明君）**

はい、片山議員。

**○5番（片山一儀君）**

執行権、今、そのとおりだという話があるんですが、条例にもいっぱいいろんな条例があるわけですね。そこあたりはしっかり区別していかなきゃいけない。これ意見です。

それから、ここで町側の意見は納得されているんですが、町の執行機関としているということですね。町長は統括代表権を有するがと、この文章について何の異論も唱えられていない。これは後で反対討論で申し上げると言った事項ですが、これについて見解を総務委員長にお伺いしたい。要するに、もし、執行権が町長の権限がすべての機関にわたらないでするんであれば、それについて町長がそれぞれの諮問機関を一括して設けること自体がおかしい。これは鳥飼議員からこの前、質問の事項でありましたが、それだったら、それぞれの執行機関の長が諮問機関設けるべきであって、町長がそれをすべきではない。これは執行機関の権限を町長が侵すことになります。それは題と中身が不一致であります、この条例は。意味わかりますかね。

中で執行機関と書いてあるのは、町長が代表権があるけれども、すべての機関に及ばない範囲があるから、してあるんだという話であれば、これは諮問機関はそれぞれの執行機関の長が諮問機関を設けるべきであって、町長が出した条例は町長のための諮問機関じゃなきゃいけないんですね。だから、ここはあくまでも町長の諮問機関にすべきである。もし、各執行機関に及ばないんであれば、執行機関の長がそれぞれの諮問機関を出す条例なり何かをつくればいい話なんですね。そこあたりはこの第2号議案は矛盾しているんですよ。大きな。及ばないと言っているながら、町長は諮問機関をつくることにしている。あくまで町長が出すとすれば、町長の諮問機関でなければいけない。執行機関に町長の権限が及ばないとすれば、その諮問機関は各執行機関で設けなければいけない。これは総理大臣がつくる諮問機関、あるいは各大臣がつくる諮問機関、それぞれいろいろあるわけですよ。それで、権限の範囲で

違っている。だから、中で権限が及ばないという説明があるんだったら、それをなぜ納得されたんだろうか、総務委員長は。本当に修正出すんだったら、そこを修正しなければいけない、町長のですね。町長がつくられる諮問機関の条例です、2号議案はね。そして、その中の2条ですか、中には関係機関の諮問にこたえたと書いてある。その答弁が関係機関には町長の権限が及ばないからと書いてある。そうすると、各機関の諮問機関であるならば、各機関の長が、執行機関の長が諮問機関をつくるべきであって、この条例はあくまでも町長の執行機関の条例じゃないですか。中身と表がですね、看板に偽りあり。及ばないんであれば、及ぶところの範囲でさなければいけない。それについてこれを納得された総務委員長に質問したい。

**○議長（酒井恵明君）**

原委員長。（発言する者あり）

**○総務常任委員長（原 三夫君）**

今の件でございますけど、委員会の先ほどの報告の中にありますように、一応委員会としても町の執行機関は町長に改めてはどうかということで審査をいたした結果としましては、執行機関としていろいろ教育委員会とか、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会等があります。そこにおいては町長は統括代表権はありますが、その権限はそれぞれの事務範囲に及ばないということで、こういうことになったわけでございます。これが総務委員会としての結論でございます。

**○議長（酒井恵明君）**

片山議員、委員長への質疑は、御存じでしょうけど、ここに至った経過、経緯のみの質疑になるんですね。それをしてもらわなくちゃいかんとですよ。（発言する者あり）それで、ちょっと待ってください。（「議長が質疑を問われたから、私は申し上げたんですね。矛盾しているじゃないですか。報告書自体」と呼ぶ者あり）

次、行きますので、先ほど討論があるみたいですので、討論で述べてください。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（酒井恵明君）**

ないようですので、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、反対討論から行いますが、片山議員。

○5番（片山一儀君）

その反対討論は2号議案に対してですか、それとも、修正に対してですか。

○議長（酒井恵明君）

2号議案に対してです。（「修正とさっきおっしゃったよね」と呼ぶ者あり）いえ、2号議案に対してです。修正（発言する者あり）それでは、変更、訂正させていただきます。

まず、修正案に対しての反対討論があったらお願いします。片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

先ほど質問がないところで質問させていただいたみたいですが、（発言する者あり）

○議長（酒井恵明君）

修正案に対する、私は反対討論と言っていますのでね。

○5番（片山一儀君）続

修正案に対する反対討論をさせていただきます。2点。

1つは、この執行機関を設けるか、設けないかというのは、町長の専権事項であります。それを条例で定めなきゃいけないから、議会へ提出されたんですが、それに対して人数をふやしたり、あるいは期間を短くしたり、これをするのはやっぱり違うんですね、普通の条例とは。それが1点と。

それから、この町の執行機関ということそのままと認めて出されておりますが、（発言する者あり）いや、それはちゃんと権限をわかっていただかなくてはいかん。見てみますと、町長の諮問機関であれば、これはそれを変えないで出された、もし、修正するんであればですね。これは町長の諮問機関にしなければいかん。もし、中には関係機関とかの諮問に答えると書いてあるんですが、それであつたら、その諮問に答えるのは関係機関の長が諮問機関をつくれればいいわけです。それがこの報告には（発言する者あり）それを認めていないですから、いや、議案じゃない、これに認めていないから、これは十分な条件を備えていない、この修正案については。（発言する者あり）必要十分条件を備えていない。したがって、私はこれには反対すべきであると思います。

そういうことで、この反対討論をします。いいですか、議案じゃないですよ。この修正討論に言っている。認めていないから、それを変えなきゃいけないと言っているわけで。この本来、関係機関に町長が出す諮問機関であれば、町長の諮問機関にしなければいけなくて、と

ころが、この中にそれは総務常任委員会では認めているわけですよね。各機関の諮問に応ずるということをね。それは一貫性がないから、この修正案についてはまだ考えなきゃいけない事項であると、こう申し上げているんです。わかりますかね。私の説明が悪いのかな。

(発言する者あり)

○議長（酒井恵明君）

どうぞ続けてください。

○5番（片山一儀君）続

もう一度、じゃあ、それだけなんですよ、焦点は。先ほど鳥飼議員も前言われたように、この修正案については、要するに町長の諮問機関としなきゃいけないところを執行機関の諮問機関をそのまま認められておりますね。この委員長報告は。それから、2名を4名にするかとは、これは感覚的な事項なんですよ。いいですか、感覚的な事項。2名でなきゃいけない、4名でなきゃいけない、6名でなきゃいけないというのは、感覚的な事項ですよ。そこあたりをこれはもう町長が本来出されるときお決めになる事項で、それが何も論拠も根拠もなく、議会が変えるというのについては疑義がある。

したがって、この修正案については反対であります。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ほかにないようですので、これで討論を終わります。

第2号議案を採決します。（「違う。修正案を」と呼ぶ者あり）いや、もちろんですよ。

第2号議案の修正部分について、修正案についての採決をまず行います。

総務常任委員長の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第2号議案の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案に対する討論を行います。片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

修正案について反対させていただいたんですが、議案についても、先ほど申しましたように、これは町長の諮問機関であるとするならば、中身のところの各関係機関の2条ですかね、2条の関係機関の諮問につくるためにというのは、やはりこれは矛盾する事項であります。したがって、この議案に私は反対をいたします。反対をしなければいけない、矛盾した議案ですからね。やはり権限と責任の範囲においてつくるんですよ。権限と責任内に。権限と責任が及ばないとなったら、権限と責任が及ばない事項を決めてはいけません。それを町長が関係機関の諮問に答えるということを決めてあるんですね。これは町長の権限はすべて及ぶんですから、町長にしておけばよろしいんです。連絡調整照会という文章がありますが、それで業務は十分執行できるわけです。町長のための諮問機関だから、町長がつくられる。だから、権限が及ばない、教育委員会の諮問であれば、教育委員長が諮問機関を設けるべきであります。だから、教育委員長が諮問委員をつくるという条例をおつくりになればよろしい。だから、町長が諮問機関だから、町長のための諮問機関であるという一貫性を持たせなければいけないのに、これは町長が出される諮問機関でありながら、中は各関係機関の諮問に答えると書いてあるんですね。そこに一貫性がない。だから、これは法令審査会じゃなくて、文書審査の間で問題にしなきゃいけない事項です。文書審査をきちんとされないで出されてきている。法令審査じゃないです、これは。そこあたりをもう一度やはり皆さんは考えていただきたい。要するに文章がしっかりしていない。したがって、この議案については賛成すべきでないとは私は考えております。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

採決をします。先ほどの修正部分を除いた部分の原案に対しての採決を行います。

修正部分を除く部分の原案に対しての賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、原案のとおり修正を除く原案のとおり可決いたしました。

第3号議案 基山町まちづくり基本条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。鳥飼勝美議員。

#### ○4番（鳥飼勝美君）（登壇）

ただいま議長のほうから許可がありましたので、私は、平成23年第3号議案 基山町まちづくり基本条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例について、次の2つの理由について反対の立場で討論を行います。

1つ目の理由は、そもそもこの条例の制定の目的が現在の基山町の条例の中で使われております「住民」、「町民」の用語を平成22年9月に制定された基山町まちづくり基本条例第2条の「町民」の用語と画一的に統一させようとする矛盾に満ちたものであります。現在の基山町のそれぞれの条例中の「住民」、「町民」の用語の定義は、その条例の制定目的、内容、時代背景等によって、それぞれの条例で違いがあるのは当然のことです。しかしながら、町長は基山町まちづくり基本条例が制定をされたから、他の条例の用語の定義を基山町まちづくり基本条例の用語の定義と同一としなければならないと画一的に考え、この条例を提案されていますが、このことは余りにも短絡的であり、法制上、重大な瑕疵があります。

なお、万一、それぞれの条例の解釈に疑義がある場合は、特別法優先の原則、後法優先の原則等により、解決されるものであります。

2つ目の理由は、この一括関連条例第2条の基山町総合計画審議会条例の一部改正及び第3条の基山町国土利用計画審議会条例の一部改正が、町長の諮問機関の審議会等の委員に町議会議員が就任しないことに伴う条例改正であります。今回の町長が提案されている基山町まちづくり条例の制定に伴う改正とは全く関連しないものであり、瑕疵があります。町議会議員が町長の諮問機関の審議会等の委員に就任しないことに関しての条例を改正するときは、第2条の基山町総合計画審議会条例の一部改正、及び第3条の基山町国土利用計画審議会条例の一部改正、並びに第5号議案の基山町行政区域審議会設置条例の一部改正、及び第8号議案の基山町消防委員会条例の一部改正と、3月9日に追加議案として上程されました基山町交通安全対策協議会設置条例を一括としてまとめ、基山町総合計画審議会条例等の一部改正として改正すべきものであります。

以上の理由で私は、この条例の制定が法令上において、また、基山町の法務行政において瑕疵があり、この条例を可決することは基山町の町政運営に重大な禍根を残すことを指摘し

て、この条例の制定に反対することを表明し、ここに反対討論をいたします。ありがとうございました。

○議長（酒井恵明君）

ただいま鳥飼議員による反対討論がございましたが、賛成討論ございますか。片山議員。

○5番（片山一儀君）（登壇）

賛成の立場で討論をさせていただきます。

法務行政上という話がありましたが、法制上、一番新しいものが正しいというのが考え方です。しかも、最高法規となっておりますので、その最高規範となっております。最高規範となりますと、それは内容はともあれ、この町にとっては一番基本法になる事項であります。それに用語を合わせるということは、あとの要するに、司法、立法、行政で司法判断をするときに、混乱を招かないためにも用語をきちっと合わせることは非常に大事なことであります。それを合わされたのは画期的なことである。一案を提示しましたが、この中に遡及項、過去にさかのぼっては及ばない。確かに条例、法令はすべてそのときの時代背景があって、今の国の法律でも合わないものがたくさんあります。それを改正するだけのいろんな事務量大変で、改正されたものは残っています。矛盾するものもあります。

したがって、しかしながら、せっかくなつくた基山町の最高規範と言われるものに真摯に合わせる努力をされたことには、執行機関に私は敬意を表します。したがって、これは一部は含ませなくてもいいこともあるかもわからないけど、それは大した大きな瑕疵ではない。したがって、これにはぜひ賛成をして、ちゃんと見直すべきところは見直していかなければいけないと私はこのように考えておりますので、賛成をさせていただきたいと思います。よろしく御協力をお願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第3号議案を採決します。

本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第3号議案は原案どおり可決いたしました。

第4号議案 基山町課設置条例の一部改正について討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わり、第4号議案を採決します。

本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

全員起立と求めます。よって、第4号議案は原案どおり可決しました。

第5号議案 基山町行政区域審議会設置条例の一部改正についての討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第5号議案を採決します。

本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第5号議案は原案どおり可決しました。

第6号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第6号議案を採決します。

本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第6号議案は原案どおり可決しました。

第7号議案 基山町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の一部改正についての討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わり、第7号議案を採決します。

本案は文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第7号議案は原案どおり可決しました。

第8号議案 基山町消防委員会条例の一部改正についての討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第8号議案を採決します。

本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第8号議案は原案どおり可決いたしました。

第9号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正についての討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第9号議案を採決します。

本案を産業環境常任委員長報告どおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第9号議案は原案どおり可決しました。

第10号議案 町有財産の無償譲渡についての討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第10号議案を採決します。

本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第10号議案は原案どおり可決しました。

第11号議案 基山町老人憩いの家の指定管理者の指定についての討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第11号議案の採決を行います。

本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第11号議案は原案どおり可決しました。

第12号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第8号）の討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、第12号議案を採決します。

本案を総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

全員起立と求めます。よって、第12号議案は原案どおり可決しました。

第13号議案 平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第13号議案を採決します。

本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第13号議案は原案どおり可決しました。

第14号議案 平成22年度基山町老人保健特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第14号議案を採決します。

本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第14号議案は原案どおり可決しました。

第15号議案 平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第15号議案を採決します。

本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

全員賛成と認めます。よって、第15号議案は原案どおり可決しました。

第16号議案 平成22年度下水道特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第16号議案を採決します。

本案を産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第16号議案は原案どおり可決しました。

第22号議案 基山町交通安全対策協議会設置条例の一部改正についての討論を行います。  
ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第22号議案の採決を行います。

本案を産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第22号議案は原案どおり可決しました。

第23号議案 基山町農産物加工場の指定管理者の指定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第23号議案の採決を行います。

本案を産業環境常任委員長報告どおり賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第23号議案は原案どおり可決しました。

日程第4 第21号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第4．第21号議案 基山町議会委員会条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第21号議案を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第21号議案は原案どおり可決しました。

本日の会議は以上をもちまして散会といたします。

～午前10時34分 散会～